

○国立大学法人埼玉大学研究機構社会変革研究センター規程

〔令和4年12月15日〕
規則第33号

改正 令和5.9.29 5規則32

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、社会変革研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が有する多様な研究シーズと地球規模の課題や地域が抱える課題のニーズが合致する分野における基礎から応用までの研究開発を推進し、その成果を融合・発展させるとともに新たな研究シーズを創出するイノベーションの好循環を生み出すことにより、社会課題解決に向かい協働する地域連携拠点を構築し、研究成果の社会実装や地域産業の活性化につなげ、地域の中核大学として社会的要請に応えることを目的とする。

(部門)

第3条 センターの業務を実施するために、次の部門を置く。

- (1) 脱炭素推進部門
- (2) 地域共創研究部門

(グループ)

第4条 部門に、特定の業務を円滑に遂行するためのグループを置くことができる。

2 グループは、部門長の申請に基づき、社会変革研究センター会議において決定する。

(研究プロジェクト)

第5条 グループに、研究開発を実施するための研究プロジェクトを置くことができる。

2 研究プロジェクトは、部門長の申請に基づき、社会変革研究センター会議において決定する。

3 研究プロジェクトの設置期間は、3年以上5年以内とする。

(業務)

第6条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の有する研究シーズと地球規模の課題や地域が抱える課題のニーズが合致する分野における基礎から応用までの研究開発の推進
- (2) 地域連携による新たな研究シーズの創出及び共同研究の推進

- (3) 研究開発成果の融合及び発展を通じた社会実装の推進
- (4) 人材育成及び地域産業の活性化の推進
- (5) 社会課題解決に向けた地域連携活動の多角化及び広域化の推進
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務
(組織)

第7条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 脱炭素推進部門長
- (3) 地域共創研究部門長
- (4) 専任教員
- (5) 兼任教員
- (6) その他の教職員
(センター長)

第8条 センター長は、研究機構副機構長（産学官連携担当）をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

(部門長)

第9条 脱炭素推進部門長及び地域共創研究部門長（以下「部門長」という。）は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第10条 専任教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第11条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(客員教員及び特命教員)

第12条 センターに、客員教員及び特命教員（以下「客員教員等」という。）を置くことができる。

2 客員教員等の選考等に関しては、別に定める。

(センター会議)

第13条 センターに社会変革研究センター会議（以下「センター会議」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営及びその具体的方策に関する事項

- (2) グループ及び研究プロジェクトの設置等に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

第14条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究機構長
- (2) センター長
- (3) 各部門長
- (4) センターの専任教員
- (5) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は、機構長がその都度定める。

第15条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。

3 センター会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(評価)

第16条 センター長は、別に定める評価基準により、研究プロジェクトの活動内容等に関する評価を実施する。

2 前項の評価は、中間評価及び最終評価とし、次に掲げる年度に実施する。

- (1) 中間評価 研究プロジェクトを設置した日から2年に達する日（当該2年に達する日が3月31日であるときは、その翌日）の属する年度
- (2) 最終評価 研究プロジェクトの設置期間が終了する日の属する年度

3 前項の規定にかかわらず、一の年度において、中間評価及び最終評価が実施されることとなる研究プロジェクトにあつては、最終評価のみとすることができる。

(研究プロジェクト評価委員会)

第17条 前条の評価を実施するため、センターに、研究プロジェクト評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

第18条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人埼玉大学研究機構会議細則第2条第1項に規定する研究機構会議の委員
- (2) 学外の有識者

- 2 前項第2号の委員の任期は、センター長がその都度定める。
- 3 評価委員会に議長を置き、研究機構長をもって充てる。ただし、研究機構長に事故あるときは、研究機構長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 4 評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 評価委員会は、センター長に評価結果を報告するものとする。

(改善)

第19条 センター長は、前条第7項の規定による報告に基づき、改善を要する事項があると認められるときは、当該部門長に対し、改善策の検討その他の必要な指示を行うものとする。

(報告及び公表)

第20条 部門長は、研究プロジェクトの設置期間が終了したときは、当該研究プロジェクトに係る研究活動及び論文、獲得した外部資金、特許出願件数その他の研究実績（以下「研究実績等」という。）を当該設置期間終了日の属する年度の翌年度の6月末日までにセンター長に報告するものとする。

- 2 センター長は、前項による報告があったときは、その研究実績等について、大学のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(事務)

第21条 センターの事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱する部門長及び兼任教員の任期については、第9条第3項本文及び第11条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和5.9.29 5規則32)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。